

令和 6 年度中継共同物流拠点施設緊急整備事業に係る公募要領

※ 本公募は、令和 6 年度補正予算案に基づいて行うものであるため、成立した補正予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更があり得ることにご留意願います。

第 1 総則

令和 6 年度中継共同物流拠点施設緊急整備事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第 2 趣旨

本事業により、我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、令和 6 年に改正された食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという喫緊の課題にも対処するため、中継共同物流拠点の整備を支援します。

第 3 事業内容

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、令和 6 年に改正された食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという喫緊の課題に対応するため、卸売市場等が、生鮮食料品等の流通網の強化に資する中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトを、多様な関係者が一体となって行うために必要となる中継共同物流拠点施設の整備に必要な経費の一部を補助します。

ただし、補助事業者が第 4 第 1 項の（3）から（6）までに掲げる者の場合であって、中継共同物流拠点施設と一体的に卸売市場施設を整備することが効果的かつ効率的と判断されるときは、卸売市場施設の整備に必要な経費の一部を補助します。

第 4 応募団体の要件

- 1 本事業に応募することができる団体は、持続可能な食品等の流通の実現に取り組む関係者（農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体、販売流通業者、中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「市場法」という。）第 4 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者、地方卸売市場（市場法第 13 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者、運輸業者、その他生鮮食料品等の流通に関わる事業者及び団体等をいう。）が設立した協議会の構成員であって、次に掲げる者いずれかであって、第 2 項から第 7 項の全ての要件を満たすものとします。
 - （1）農林漁業者の組織する団体（全国農業協同組合連合会、経済農業協同組合連合会及びこれに準ずる農業協同組合に限る。）
 - （2）（1）に掲げる団体が主たる出資又は出えん者となっている法人
 - （3）中央卸売市場の開設者
 - （4）地方卸売市場の開設者

- (5) 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- (6) P F I 選定事業者
- (7) 特認団体 ((1) から (6) までに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により持続可能な食品等の流通の実現が図られるものとして、農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業) (以下「総括審議官」という。) が特に必要と認める者をいう。以下同じ。)
- ① 特認団体は、次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす団体でなければならない。
- ア 主たる事務所の定めがあること。
- イ 代表者の定めがあること。
- ウ 定款、組織規約、経理規約等の組織運営に関する規約があること。
- エ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- ② 特認団体の申請をする団体は、実施要領第 10 第 1 項に基づく事業実施計画書を提出する際、実施要領別記様式第 1 号を併せて総括審議官に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 補助事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を適確に実施することができる能力及び体制を有する団体であること。
- 3 補助事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、事業計画書、事業報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの)を備えていること。
- 4 補助事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 5 日本国内に主たる事務所を有し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 6 その者の役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、その他の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)ではないこと。
- 7 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成 3 年法律第 59 号)第 5 条第 1 項に基づき食品等流通合理化計画の認定を受け、当該計画(以下「認定計画」という。)に従って施設の改良、造成又は取得(以下「整備」という。)を実施し、生鮮食料品等の流通網の強化を図ること。
- 8 災害時の緊急事態であっても継続的に生鮮食品等を供給できるよう、また物流を中断せずに稼働できるよう、BCP(事業継続計画)を策定すること。

第 5 補助対象経費の範囲

- 1 補助対象となる経費の範囲は、本事業に直接必要な別表 2 に定める経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるものとします。
- なお、補助対象施設の施設内容については、別表 1 に掲げるとおりとします。
- 2 補助対象施設の上限建築単価については、別表 3 に掲げるとおりとします。
- 3 補助対象施設の工事費に係る共通仮設費については、別表 4 に掲げるとおりと

します。

- 4 請負施行、委託施行及び代行施行において請負人等が必要とする諸経費は、別表 5 に掲げる現場管理費及び別表 6 に掲げる一般管理費とします。
- 5 工事雑費は、補助事業者が事業を実施するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表 7 に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とします。
- 6 応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。
- 7 また、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。
- 8 所要額については、円単位で計上することとします。

第 6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 既存施設の取壊し及び撤去、不動産取得に係る経費
- 2 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費
- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第 7 補助金額及び補助率

補助対象となる事業費は、予算額の範囲内で別表 2 に掲げる実施に必要な経費に補助率を乗じて助成します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるので留意してください。

第 8 補助事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「課題提案書等」という。）は、次のとおりとします。

(1) 事業に係る課題提案書（別紙様式1-1）

提案の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

① 応募者に関する事項（別紙様式1-2）

② 取組内容に関する事項及び経費内訳（別紙様式1-3）

③ 評価基準（自己評価結果を記載したもの）（別紙様式1-5）

(2) 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料として次に掲げる資料

以下の①から③までに掲げる資料（①又は②に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料）を提出してください。

① 応募者が民間企業である場合にあつては、定款、営業経歴（沿革）、直前3か年分の決算（事業）報告書その他必要に応じ財務状況に関する資料

② 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料

③ 応募者が特認団体である場合にあつては、団体の概要（別紙様式1-4）、定款、組織規約、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの）、総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算。（新たに設立された団体にあつては、これに加えて、設立に関する関係者の協議、調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）、その他応募者に関する参考資料）

④ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく食品等流通合理化計画認定通知書の写し

⑤ BCP（事業継続計画）の写し

2 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数については、公示のとおりです。

3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

(1) 課題提案書等は、様式に沿って作成してください。

(2) 提出した課題提案書等は、変更することができません。

(3) 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。

(4) 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。

(5) 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

(6) 課題提案書等の提出は、原則として電子メールによることとし、やむを得ない場合には、郵送若しくは宅配便（バイク便を含む。）又は持参も可能としますが、FAXによる提出は、受け付けません。申請書類をメールで送付する場合は、件名を「中継共同物流拠点施設緊急整備事業公募申請書（申請者名）」としてください。なお、メール受信トラブル防止のため、メール送付後、(11)の問合せ先にご連絡ください。

(7) 課題提案書等を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

(8) 提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却しません

ので、御了承ください。

- (9) 課題提案書等は、資料毎に電子データにまとめ、提出してください。なお、電子メールに添付するファイルは、圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、「中継共同物流拠点施設緊急整備事業公募申請書（申請者名）・その○（○は連番）」と記載すること。郵送の場合は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (10) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。
- (11) 本事業に関する問合せ先及び事業担当課は、次のとおりです。なお、問合せの受付時間は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。
農林水産省大臣官房食品流通課卸売市場室市場整備班
電話番号：03-6744-2059（直通）
メールアドレス：shijo_seibi★maff.go.jp
（メール送信の際は★を@に置き換えてください）

第10 補助金交付候補者の選定

提出された課題提案書等については、次の1から4までに掲げるとおり、事業担当課等において書類確認、事前整理、課題提案会等を行った後、総括審議官が別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、審査の基準等に基づき審査を行い、補助事業者となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

(1) 書類確認

提出された課題提案書等について、応募要件及び申請書類の内容について確認し、必要に応じて問合せをいたします。

なお、第4に規定する応募要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 事前整理

事業担当課において、提出された課題提案書等について事前整理を行います。また、必要に応じ、課題提案会を行う場合があります（課題提案会は、非公開といたします。また、特段の事由なく課題提案会に出席されなかった場合には、申請を辞退したものとみなします。旅費は、提案者が負担してください。）。課題提案会には、外部有識者が加わることがあります。

(3) 選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、最も得点が高い者を補助金交付候補者として選定します。

2 審査の観点

審査は、補助事業者の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的にを行います。

3 審査の基準

- (1) 補助事業者の適格性については、次の項目について審査するものとします。

なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る補助事業者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

- ① 実施体制の適格性
- ② 知見、専門性、類似・関連事業の実績等

(2) 事業内容及び実施方法については、次の項目について審査するものとします。

- ① 事業の趣旨及び目的との整合性並びに事業内容の妥当性
- ② 実施方法の効率性
- ③ 経費配分の適正性

(3) 事業の効果については、次の項目について審査するものとします。

- ① 期待される成果
- ② 波及効果

4 審査結果の通知

- (1) 総括審議官は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。
- (2) 審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。
- (3) 補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。
- (4) 委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、持続可能な食品等流通緊急対策事業補助金交付等要綱（令和6年●月●日付け6新食第XXXX号農林水産事務次官依命通知）及び中継共同物流拠点施設緊急整備事業実施要領（令和6年●月●日付け6新食第XXXX号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知（以下「要綱等」という。））に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を事業担当課に提出していただきます。申請書等を事業担当課等が審査した後、問題がなければ交付決定通知を发出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請

を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第 13 事業実施主体の責務等

補助事業者は、事業の実施に当たって、次の条件を遵守してください。

1 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- （1）補助事業者は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- （2）補助事業者は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、補助事業者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各補助事業者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- （3）補助事業者は、補助事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、補助金受領後 1 か月を目処に請求元の事業者への支払いを励行するものとし、支払いが完了した場合には、その旨を交付決定者に報告すること。
- （4）補助事業者は、金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

補助事業者が自己負担分の確保ができず、補助事業の遂行ができないことが明らかな場合には、適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。また、交付決定者は、補助事業者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

2 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、補助事業者に帰属します（補助事業者の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- （1）取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途での使用等はできません。）。

- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

3 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

第14 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合又はいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

（1）補助事業者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

第 15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問い合わせ > 補助事業参加者の公募、URL <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めることとします。

別表 1（第 5 第 1 項関係）

補助対象施設の施設内容は次のとおりとする。

補 助 対 象 施設	施 設 内 容	卸売市場施設を一体的に整備する場合 の施設内容
荷捌き場 施設	中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトの荷の積み下ろしに必要な荷捌き場施設	荷捌き場、卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設
貯蔵・保管施設	中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトの荷の一時保管のために必要な低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及びその他の施設（荷捌き場施設、搬送施設、パッキング施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及びその他の施設（売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場	駐車場
構内舗装	駐車施設等（駐車施設のほか、荷捌き場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、物流拠点管理センター、防災施設、パッキング施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装	駐車施設等（駐車施設のほか、荷捌き場施設、卸売場施設、仲卸売場施設、買受保管・積込所施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装
搬送施設	中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトの荷の輸送、搬送のために必要な施設（場内物流効率化システム（自動荷捌き施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設）を含む。）及び搬送資材管理施設	輸送、搬送のために必要な施設（場内物流効率化システム（自動荷捌き施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設）を含む。）及び搬送資材管理施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要施設であり、リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要施設であり、リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設

情報処理 施設	L A N 幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続される輸配送管理システム設備	L A N 幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続される輸配送管理システム設備、せり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交 付の対 象外の もの	ネットワーク通信システムに接続されない輸配送管理システム設備	ネットワーク通信システムに接続されない輸配送管理システム設備、せり機械設備及び入荷量等表示設備
物流拠点 管理セン ター	中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトの積荷やトラックのコーディネートなどの管理・運営事務に必要な施設	管理事務、業者事務について、次のアからエまでに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトの積荷やトラックのコーディネートなどの管理・運営事務に対応していること。 イ 場内 L A N、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること。 ウ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること。 エ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること。
うち交 付の対 象外の もの	保健医療関係以外の福利厚生施設	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設
パッキン グ施設	中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトに必要な荷のパッキングや荷姿の調整に必要な施設	中継輸送、共同輸配送、モーダルシフトに必要な荷のパッキングや荷姿の調整に必要な施設、加工処理高度化施設

		(小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設)
附帯施設	他の施設（荷捌き場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、物流拠点管理センター、防災施設、パッキング施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）	他の施設（荷捌き場施設、卸売場施設、仲卸売場施設、買受保管・積込所施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、中継共同物流拠点機能の向上を図る上で特に必要であると総括審議官が認める施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると総括審議官が認める施設

別表 2 (第 5 第 1 項及び第 7 関係)

補助対象経費及び補助率は次のとおりとする。

補助対象施設 (※ 1)		補 助 率		
	卸売市場施設を 一体的に整備す る場合の施設	中央卸売市場の開設者による施設整備に要する経費のうち以下に係るもの 1 中継共同物流拠点施設の整備に要する経費 2 新たに設置する卸売市場施設の整備に要する経費 (移転再整備を含む。) 3 卸売市場の大規模整備 (※ 2) に要する経費	中央卸売市場の開設者による施設整備に要する経費のうち既に設置している卸売市場施設の整備であって、左記以外に要する経費	地方卸売市場の開設者又はその他の事業者及び団体による施設整備に要する経費
荷捌き場施設	荷捌き場施設、 卸売場施設、仲 卸売場施設及び 買荷保管・積込 所施設	4 / 1 0 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
貯蔵・保管施設	貯蔵・保管施設	4 / 1 0 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
駐車施設	駐車施設	4 / 1 0 以内	—	1 / 3 以内 (※ 3)
構内舗装	構内舗装	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
搬送施設	搬送施設	4 / 1 0 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
衛生施設	衛生施設	4 / 1 0 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
情報処理施設	情報処理施設	4 / 1 0 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
物流拠点管理センター	市場管理センター	1 / 3 以内	—	1 / 3 以内 (※ 3)
防災施設	防災施設	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
パッキング施設	加工処理高度化 施設	4 / 1 0 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
附帯施設		1 / 3 以内	—	1 / 3 以内 (※ 3)
上記施設の施設 内容に準ずる施 設		1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内

※ 1 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物 (以下「衛生施設等」という。) については、荷捌き場施設、卸売場施設、仲卸売場施設、買荷保管・積込所施設、貯蔵・保管施設、駐車施設 (立体駐車場及び地下駐車場に限る。)、物流拠点管理センター、市場管理センター、パッキング施設及び加工処理高度化施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含ま

れる工作物として取り扱うことができるものとする。その場合の当該衛生施設等の補助対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（2階以上にわたるものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。）を比較し、その面積が最大の施設とする。

※2 大規模整備

（1）既に設置している卸売市場施設の整備であって、次に掲げる全ての条件に該当するものとする。

ア 荷捌き場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装（以下「荷捌き場施設等」という。）を主体とした整備であること。

イ 当該整備によって荷捌き場施設等の機能が向上する部分の建築延べ面積（荷捌き場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。）が、当該整備を着手した日の属する年度の前年度末における荷捌き場施設等の建築延べ面積の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。

ウ 当該整備を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施されるものであること。

（2）大規模整備に係る搬送施設、衛生施設、情報処理施設、物流拠点管理センター、防災施設、パッキング施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、荷捌き場施設等の工事と工程上一体として、あるいは、機能上併行して行わなければならない施設とする。

（3）大規模整備である場合は、補助事業者が作成する事業実施計画等に、（1）に規定する大規模整備の条件に合致する理由及び（2）に規定する施設である理由を記載すること。

※3 補助対象条件

地方卸売市場の新設に限り補助対象とする。

別表 3（第 5 第 2 項関係）

補助対象施設の上限建築単価は次のとおりとする。

下表に掲げる施設にあつては、建物部分に限って、上限建築単価を超える部分の建築費は補助の対象外とする。

ただし、荷捌き場施設（卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設を含む。）、貯蔵・保管施設及びパッキング施設（加工処理高度化施設を含む。）に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、防災施設及び附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構 造	上限建築単価		
		一般地域	多雪地域	沖縄地域
		円/㎡	円/㎡	円/㎡
荷捌き場施設（卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設を含む） 貯蔵・保管施設（倉庫施設） 駐車施設 物流拠点管理センター（市場管理センターを含む） パッキング施設（加工処理高度化施設を含む） 上記施設の施設内容に準ずる施設	鉄骨構造(平屋)	113,000	124,000	124,000
	鉄骨構造(重層)	132,000	145,000	145,000
	鉄筋コンクリート構造(平屋)	125,000	125,000	138,000
	鉄筋コンクリート構造(重層)	202,000	202,000	223,000
貯蔵・保管施設(冷蔵庫施設)	鉄骨構造	159,000	174,000	174,000
	鉄筋コンクリート構造	189,000	189,000	208,000

別表 4（第 5 第 3 項関係）

共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監視及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別表第 5（第 5 第 4 項関係）

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関する補償費を除く。）
原価性経費配布額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

別表 6（第 5 第 4 項関係）

一般管理費

区 分	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の原価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表 7（第 5 第 5 項関係）

工事雑費

区 分		内 容
報 酬	賃 金	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務
共 済	費	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
需 用	費	賃金に係る社会保険料
	費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、食糧費 （事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
役 務	費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、雑役務費
委 託	費	測量、設計、登記等の委託費
旅	費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料		土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費		事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具
公 課 費		
代行施行管理料		代行施行における受託代行者の事業施行管理料

年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

（応募者）

名 称

代表者職名

代表者氏名

令和6年度中継共同物流拠点施設緊急整備事業に係る課題提案書

中継共同物流拠点施設緊急整備事業に係る課題提案書を、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

受付番号	
------	--

課題提案書（応募者に関する事項）

事業名	令和6年度中継共同物流拠点施設緊急整備事業
-----	-----------------------

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail			

団体概要
※団体ホームページのURLを記載してください。 http://www.**** ※上記ホームページに、以下の情報が記載されている場合は☑をお願いします。 ☐ 業務（事業）内容 ☐ 財務状況
過去の類似・関連事業の実績、実施内容、成果等
事業担当者の業績等 ※事業担当者全員の業績を事業担当者ごとに具体的に記載してください。 1. 農林 太郎（所属・役職） 2. 農林 花子（所属・役職）
重複申請の有無 有・無 ※有の場合は、申請中の応募事業名及び事業概要を記載してください。
今年度既に採択が決定及び実施している事業があれば、その事業名及び事業概要を記載してください。
過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無及びその概要※該当する場合は、当該取消を受けた日を記載してください。

必要に応じ、関係資料を添付してください。

(参 考)

専門用語の説明

事業名	令和6年度中継共同物流拠点施設緊急整備事業
用 語	説 明

※ 「専門用語の説明」は、提案書の内容で特に説明が必要となる用語がある場合のみ作成してください。該当がない場合は、添付は不要です。

中継共同物流拠点施設緊急整備事業
課題提案書（取扱内容に関する事項及び経費内訳）

（令和〇〇年度～令和〇〇年度）

事業実施年度： 年度

補助事業者名：

所在地：

必要に応じて補足資料を添付すること。

(工事工程表)

[illegible]

(実施計画)

[illegible]

区 分			構造 S造 RC造 O造	階層 平屋 O階	延べ面積 (㎡)、数 量等	(〇〇〇〇年度)												財 源 内 訳			
						全 体 事 業 費				補 助 対 象 経 費				補 助 率							
						工 事 費		実施設計費(円)	工事雑費(円)	計(円)	工 事 費		実施設計費 工事雑費(円)		計(円)						
補助対象施設			単価 (円)	計 (円)	計算単価 (円)	計 (円)	補助金(円)				市町村費(円)	都道府県費(円)		その他(円) (〇〇)							
荷捌き 場施設	卸売場施設	建物																			
		機械																			
	仲卸売場施設	建物																			
		機械																			
	買荷保管・積込所施設	建物																			
		機械																			
荷捌き場施設	建物																				
	機械																				
保管・貯蔵 施設	倉庫施設	建物																			
		機械																			
	冷蔵庫施設	建物																			
		機械																			
駐車施設																					
構内舗装																					
搬送施設																					
衛生施設		建物 設備																			
情報処理施設																					
物流拠点管理センター																					
防災施設																					
パッキング施設		建物 機械																			
附帯施設																					
上記の施設内容に準ずる施設（～詳細～）																					
小 計																					
合 計																					
補助 施設 対 象 外																					
	小 計																				
用 地																					
総 計																					

(施設規模新旧対照表)

補助対象施設		現有施設 構造・階層	A	整備後施設 構造・階層	B	B/A
		〇〇〇〇年〇月末時点	現有面積 (㎡)	〇〇〇〇年〇月末予定	予定面積 (㎡)	変化率 (%)
荷捌き場施設	卸売場施設					#DIV/0!
	仲卸売場施設					#DIV/0!
	買荷保管・積込所施設					#DIV/0!
	荷捌き場施設					#DIV/0!
	小計		0.00㎡		0.00㎡	#DIV/0!
保管・貯蔵施設	倉庫施設					#DIV/0!
	冷蔵庫施設					#DIV/0!
	小計		0.00㎡		0.00㎡	#DIV/0!
駐車施設						#DIV/0!
構内舗装						#DIV/0!
搬送施設						#DIV/0!
衛生施設						#DIV/0!
情報処理施設						#DIV/0!
物流拠点管理センター						#DIV/0!
防災施設						#DIV/0!
パッキング施設						#DIV/0!
附帯施設						#DIV/0!
上記の施設内容に準ずる施設(～詳細～)						#DIV/0!
計			0.00㎡		0.00㎡	#DIV/0!

※重層の場合、2階以上の延べ床面積を加えた面積とする

(実施設計費の内訳)

事業年度	〇〇〇〇年度
------	--------

		事業費（円）	比率（％）	実施設計費（円）	うち 設計費（円）	うち 監理料（円）	備 考
補助対象経費	荷捌き場施設						
	貯蔵・保管施設						
	駐車施設						
	構内舗装						
	搬送施設						
	衛生施設						
	情報処理施設						
	物流拠点管理センター						
	防災施設						
	パッキング施設						
	附帯施設						
	上記の施設内容に準ずる施設						
	補助対象経費分 計	-	0.00%	-	-	-	
補助対象外経費分 計							
合 計		-	0.00%	-	-	-	

(注)補助対象外施設の整備に係る実施設計費を補助対象経費に算入しないように、必ず切り分けること。

補助対象施設の整備内容

N o	補助対象施設	施設内容	整備 区分	整備内容	整備施設の活用方法	既存施設の 撤去の有無
1						
2						

（記入要領）

- ・ 施設内容・・・整備を実施する具体的な施設名、設備名、機械名を記載
- ・ 整備区分・・・改良、造成、取得から選択
- ・ 整備内容・・・整備する施設の仕様（規模、数量、耐用年数、特徴等）を具体的かつ詳細に記載。

※改良の場合は、施設のどこをどのように改良するのかを記載。

・ 整備施設の活用方法・・・中継共同物流拠点施設と卸売市場施設を一体的に整備する場合は、それぞれを分けて、整備施設をどのように活用していくのか、数値等を 用いて具体的かつ詳細に記載。

・ 運搬車両及び施設内の物流の動線の導線を明示した施設及び設備の配置図を添付すること。なお、中継共同物流拠点施設と卸売市場施設を一体的に整備する場合は、それぞれ分けて配置図を作成するものとし、それぞれの施設を供用する場合は、供用する部分を明示すること。

- ・ 既存施設の撤去の有無・・・「有」の場合は、補助対象経費に含まれていないか確認。

1. 事業者の概要

事業者名：
業務開始年： 昭和〇〇年（西暦〇〇〇〇年）
所在地： 〇〇県〇〇市〇〇

業務内容：

2. 事業の目的・効果等

○事業の目的

※中継共同物流拠点施設と卸売市場施設を一体的に整備する場合は、それぞれの目的を記載すること。

○事業により期待される効果

※中継共同物流拠点施設と卸売市場施設を一体的に整備する場合は、それぞれの効果を記載すること。

3. 事業の内容

整備内容：〇〇施設の新築工事

事業期間：〇〇〇〇年度～〇〇〇〇年度

主な施設・構造：〇〇施設（S造2階）〇〇〇m²
貯蔵・保管施設（S造3階）〇〇〇m²

事業費

総事業費：〇〇〇,〇〇〇円

用地費：〇〇〇,〇〇〇円

建設費：〇〇〇,〇〇〇円

うち国庫補助金：〇〇〇,〇〇〇円

4. 事業導入効果 . . . 〇.〇〇

※事業費5,000万円以上の場合に投資効率を記入

5. 食品等流通合理化計画 . . 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日認定済 (〇〇〇〇年〇〇月申請予定)

6. B C P の策定 . . . 〇〇〇〇年〇〇月策定済

7. 関係者との調整状況

i. 施設整備に関すること

ii. 整備後の施設使用に関すること

8. 備考

①予算措置

②都市計画決定

③他の事業計画等への位置付け

④用地の取得

〇〇〇〇年〇月取得済（予定）

⑤周辺住民との調整

⑥その他

成果目標の設定

成果目標の具体的な内容	目標数値			目標数値決定の考え方	事後評価の検証方法
	現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	増減 (増減率)		
○中継共同物流拠点施設にあっては、中継輸送、共同輸配送の取扱数量（モーダルシフトに取り組む場合は、その取扱数量を含む。）の目標を必須として、他の目標を設定することができるものとする。 ○卸売市場施設にあっては、物流機能の強化に関する目標を必須として、他の目標を設定することができるものとする。	○○t	△△t	□□t □%増	（別葉にして提出可） ○現状及び課題（現状値と目標値の乖離の要素や原因の特定や分析等）を明らかにし、明らかにされた課題を解決するための基本的な方針・対応方向を示し、実施すべき具体的な整備内容や整備後の関係者の取組等を具体化し、これらの取組の実施により目標値が達成可能となることを論証願います。	（別葉にして提出可） ○現状値の算出方法 ○目標値の算出方法 （具体的な計算式、具体的な根拠資料（統計資料等）、具体的な調査方法等を記述すること）

中継共同物流拠点施設緊急整備事業に係る事業導入効果測定調査 年効果額の算定

第1 取扱額等向上効果

a 取扱量向上効果

① 施設面積の拡大等によるもの

施設区分	取扱品目名	施設面積			取扱数量		効果発生量 ⑥ = ⑤ - ④	品目単価 ⑦	増加収益 ⑧ = ⑥ × ⑦	年効果額	
		現況 ①	計画 ②	増減 ③ = ② - ①	現況 ④	整備後 ⑤				純益率 ⑨	⑩ = ⑧ × ⑨
		m ²	m ²	m ²	t/年	t/年	t/年	千円/t	千円/年	%	千円/年
合 計											

注1) 施設区分欄には、原則として実施要領別表2の補助対象施設欄に掲げる施設を記載する。(以下同様)

注2) 取扱品目欄には、野菜・果実・水産・花きの別を記載する。(以下同様)

注3) 品目単価及び純益率の算定方法については、参考に示すとおりとし、その算定根拠を添付すること。(以下同様)

② 取引の効率化等によるもの

施設区分	効果要因	取扱品目名	取扱量		効果発生量 ③ = ② - ①	品目単価 ④	増加収益 ⑧ = ⑥ × ⑦	年効果額	
			現況 ①	整備後 ②				純益率 ⑥	⑦ = ⑤ × ⑥
			t/年	t/年	t/年	千円/t	千円/年	%	千円/年
合 計									

注) 効果要因欄には、発生する効果の具体的内容を記載する(以下同じ。)

b 品質向上効果

① 取扱品目の品質の劣化低減によるもの

施設区分	効果要因	取扱 品目名	年間 取扱量 ①	品質の劣化等による廃棄量			品目 単価 ⑤	増加 収益 ⑥ = ④ × ⑤	年効果額	
				現 況 ②	整備後 ③	減少量 ④ = ③ - ②			純 益 率 ⑦	⑧ = ⑥ × ⑦
			t/年	t/年	t/年	t/年	千円/t	千円/年	%	千円/年
合 計										

② 取扱品目の品質向上による単価上昇によるもの

施設区分	効果要因	取扱 品目名	年間 取扱量 ①	品目単価			増加 収益 ⑤ = ① × ④	年効果額	
				現 況 ②	整備後 ③	上昇額 ④ = ③ - ②		純 益 率 ⑥	⑦ = ⑤ × ⑥
			t/年	千円/t	千円/t	千円/t	千円/t	%	千円/年
合 計									

注) 年間取扱数量①欄には、付加価値の向上が見込まれる品目の年間取扱数量を記入すること。

第 2 物流コスト削減効果

施 設 区 分	効 果 要 因	現況の物流に係る年経費 ①	整備後の物流に係る年経費 ②	年物流コスト削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

第 3 事務処理効率化効果

施 設 区 分	効 果 要 因	現況の事務処理業務に係る 年経費 ①	整備後の事務処理業務に係る 年平均経費 ②	年事務処理等経費削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

第 4 施設維持管理コスト削減効果

施 設 区 分	効 果 要 因	現況の施設維持管理に係る 年経費 ①	整備後の維持管理に係る年 経費 ②	年施設維持管理コスト削 減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

第5 廃棄物処理削減効果

施設区分	効果要因	現況の廃棄物処理に係る年経費 ①	整備後の廃棄物処理に係る年経費 ②	年廃棄物処理費削減額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

第6 施設活用効果

施設区分	施設利用形態	施設使用料等による収入 ①	運営経費 ②	年効果額 ③=①-②
		千円/年	千円/年	千円/年
合 計				

第7 施設耐震化効果

施設区分	復旧経費軽減額			収入遺失軽減額			資産損失軽減額			地震発生確率 ⑩	年効果額 (③+⑥+⑨) ×⑩
	整備前 ①	整備後 ②	軽減額 ③=①-②	整備前 ④	整備後 ⑤	軽減額 ⑥=④-⑤	整備前 ⑦	整備後 ⑧	軽減額 ⑨=⑦-⑧		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%/年	千円/年
合 計											

第8 その他の効果

投資効果等の総括

第 1 年総効果額の総括

(単位：千円/年)

区 分	効 果 項 目	年 効 果 額
食品産業活性化効果	第 1 取扱額等向上効果	
	① 取扱量向上効果	
	② 品質向上効果	
食品流通コスト削減効果	第 2 物流コスト削減効果	
	第 3 事務処理効率化効果	
	第 4 施設維持管理コスト削減効果	
環境向上効果	第 5 廃棄物処理削減効果	
そ の 他	第 6 施設活用効果	
	第 7 施設耐震化効果	
	第 8 その他の効果	
合 計（年総効果額）		

第2 施設の総合耐用年数

(単位：千円)

施 設 名	耐用年数 ①	工 事 費 ②	年工事費 (減価額) ③ = ② ÷ ①
計	—	④	⑤

総合耐用年数 = ④ ÷ ⑤ (小数点第 2 位四捨五入)

(注) 施設別の耐用年数は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省省令第 18 号）第 5 条の規定による処分制限期間とする。

第3 廃用損失額

(単位：千円)

[illegible]

第 4 投資効率の総括

区 分	算 式	数 値
総事業費	①	千円
年総効果額	②	千円／年
総合耐用年数	③	年
還元率	④	
妥当投資額	⑤ = ② ÷ ④	千円
廃用損失額	⑥	千円
投資効率	⑦ = (⑤ - ⑥) ÷ ①	

(注 1) 還元率は以下の式により求めるものとする。

$$\text{還元率} = \frac{i \times (1 + i)^n}{(1 + i)^n - 1}$$

$$i = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \frac{\text{事業費合計額}}{\text{施設等別年事業費の合計額}}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \frac{\text{施設等別事業費}}{\text{当該施設耐用年数}}$$

(注 2) 投資効率は小数点以下 2 桁まで求めるものとする。

(参考)

取扱量向上効果等に必要な品目単価及び純益率の算定方法

1 品目単価

品目単価は、原則として取扱品目における平均的な品種・品目のものの最近5か年間の各年の卸売価格（明らかに異常な価格と認められる年を除く各年の平均価格）の加重平均価格とする。

2 純益率

取扱品目ごとの取扱量の増加等に係る純益率の算定は、以下による。

(1) 卸売場等、卸売業者の収益が見込まれる施設に係るもの。

$$\begin{array}{l} \text{純益率(\%)} = \\ \text{(売上総利益率)} \end{array} = \frac{\text{卸売業者の年間売上総利益(委託販売手数料+買付販売損益)}}{\text{卸売業者の年間総売上高(受託販売金額+買付販売額)}} \times 100$$

純益率については、小数点以下2桁（3桁四捨五入）まで求めるものとする。

この場合において、卸売業者の年間売上総利益及び年間総売上高は、原則として当該卸売市場の最近5か年間の事業実績による加重平均値とする。

(2) 仲卸売場等、仲卸業者の収益が見込まれる施設に係るもの。

$$\begin{array}{l} \text{純益率(\%)} = \\ \text{(売上総利益率)} \end{array} = \frac{\text{仲卸売業者の年間売上総利益(売上高-売上原価)}}{\text{仲卸売業者の年間総売上高}} \times 100$$

純益率については、小数点以下2桁（3桁四捨五入）まで求めるものとする。

この場合において、仲卸売業者の年間売上総利益及び年間総売上高は、原則として当該卸売市場の最近5か年間の事業実績による加重平均値とする。

別紙様式 1－4

団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※事業概要、従業員数、資本金、 売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）、総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料

別紙様式 1 - 5

評価基準

1 評価項目のそれぞれについて自己評価を行い、自己評価における判断の内容を記載すること。

2 2の(2)から(4)にあっては、該当する取組にのみ配点すること。

評価項目		配点	自己評価	自己評価における判断内容
1 物流の効率化				
(1)	施設の一方通行化、入退場口の分離等物流動線の整理によりスムーズな入退場、荷役が可能となる施設である。	15		
(2)	荷待ちが生じない十分な荷下ろし場所・箇所数の確保した施設である。 (十分なフォークリフト台数の確保を含む。)	10		
(3)	天候に左右されない荷捌きが行える施設である。	10		
(4)	フォークリフトによる荷役作業スペースの確保、パレットデポスペースの確保等、パレット化を前提とした施設である。	10		
(5)	共同輸送による大ロット化を前提とした施設である。	10		
(6)	バリアフリーで円滑な物流動線、十分なピッキングスペースの確保、作業環境に配慮した施設である。	10		
(7)	想定取扱数量に対して場内が混雑しない余裕のある導線の面積を確保した施設である。	5		
(8)	多様な作業にフレキシブルに対応できる共用部分を確保した施設である。	5		
(9)	船舶、貨物列車との接続を踏まえた荷捌き、バンニング（コンテナの積込み）に対応した施設である。	5		
(10)	トラック予約システムの導入により、荷待ち時間の短縮、計画的な荷の搬入出を推進する取組である。	5		
(11)	パレット管理ルールを策定する取組である。	5		
(12)	ワンストップで荷下ろしができる共同荷受け（産地への集荷を含む）の推進及び共同配送を推進する取組である。	5		
(13)	共同作業のスペース化、利用しない時間帯の多目的利用を推進する取組である。	5		
2 品質・衛生管理の高度化				

(1)	搬入から搬出までの温度管理を適切に行える閉鎖型施設又はこれに準じる施設（ドッグシェルター、プラットフォーム）である（常温管理のものは分けても良い。）。	15		
(2)	ISO22000の認証を取得して、衛生面を含めた食品安全管理を行う取組である。	5		
(3)	搬入出・保管・輸送の行程において、食品衛生管理の手法HACCPの考えに基づく衛生管理の規範が策定され、規範に基づく品質・衛生管理の徹底を推進する取組である。	3		
(4)	「卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範策定のためのマニュアル」（平成 18年度卸売市場整備新基本方針実施状況実態調査委託事業、平成 19 年 3 月策定）等に基づく「品質管理の高度化に向けた規範」が策定され、規範に基づく品質・衛生管理の徹底を推進する取組である。	1		
3 データ連携・デジタル化				
(1)	荷の発着情報、トラックの配車、荷の管理等を効果的に行うための産地や運送業者等とのデータ連携システムを導入する取組である。	10		
(2)	人手不足の解消・省力化を図るため、AGV等の自動搬送システム、自動ラック等を導入する取組である。	5		
(3)	検品の自動化・省力化、RFIDタグの活用、伝票の電子化等を推進する取組である。	5		
4 実需者ニーズへの対応				
(1)	小売店、外食、加工業者等の実需者ニーズや需要の変化に対応した小分け、パッケージング、プレック等に対応した施設である。	5		
5 防災・環境への対応				
(1)	想定される自然災害等に対して、施設の耐震化、耐水化、耐風化に取り組み、災害に強い施設である。	5		
(2)	災害時においても食料の安定供給を維持するため、非常用電源設備を導入した施設である。	5		
(3)	EVトラック、電動フォークリフト、電動ターレ等に給電できる給電設備を導入した施設である。	5		
(4)	食品加工による食品ロスの削減もしくは施設内で発生する食品残渣等を原料としたバイオマス発電、肥料等への再利用等を推進する取組である。	5		
合計		165	0	

※ 「2 品質・衛生管理の高度化」の（2）から（4）は、該当するいずれかに配点すること。